第３次

犬山市地球温暖化対策実行計画

【事務事業編】

平成３１年3月

犬　山　市

目　次

第１章　計画策定の背景
1-1　地球温暖化とは？ 1
1-2　国の動き 1
1-3　愛知県の動き 1
1-4　犬山市におけるこれまでの取り組み状況 2

第２章　計画の基本的事項
2-1　計画策定の目的 4
2-2　計画の位置づけ 4
2-3　計画の期間等 5
（1）　基準年度及び目標年度 5
2-4　計画の対象範囲 5
（1）　対象とする温室効果ガス 5
（2）　対象とする施設 6
（3）　温室効果ガス排出量の算定方法 8

第３章　温室効果ガス排出量の現状
3-1　基準年度における温室効果ガス排出量 12
3-2　近年の温室効果ガス排出傾向 14
3-3　温室効果ガス排出状況の分析 17

第４章　温室効果ガス排出量の削減に関する取り組み
4-1　温室効果ガス排出量の削減目標 18
（1）　削減目標及び取り組み事項の考え方 18
（2）　削減目標 18
（3）　施設所管別の削減目標 19
4-2　削減目標の達成に向けた取り組み 23
（1）　設備更新によるエネルギー効率の向上 23
（2）　運用改善による省エネの推進 24
（3）　再生可能エネルギー等の活用 26
（4）　その他 26

第５章　計画の推進体制と進行管理
5-1　計画推進体制 27
5-2　進行管理 28
5-3　公表 30
5-4　計画の見直し 30

本計画では、以下の基準に基づいて年度及び年の表記を行っています。

出典名や法令名に併記する場合	：	一般的な記載法に則り元号表記
基準年度・目標年度・計画期間等	：	国の地球温暖化対策計画に準じ西暦表記
本市における過去の実績等	：	既存資料との比較を考慮し西暦と元号を併記

第1章　計画策定の背景

1-1　地球温暖化とは？

「地球温暖化」とは、人間の産業活動などにより排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスが増加することで、地球の大気や海水の温度が上昇する現象をいいます。

地球温暖化によって引き起こされる海面水位の上昇や生態系の破壊、異常気象などが地球環境や私たちの生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念されており、その影響の大きさや深刻さから最も重要な環境問題の一つとされ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題となっています。

1-2　国の動き

世界全体で地球温暖化対策を進めていくため、1995（平成 7）年から毎年開催されている国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）では、2015（平成 27）年の第 21 回締約国会議（COP21）において、法的拘束力のある「パリ協定」が採択されました。パリ協定は、京都議定書に代わる国際的な枠組みであり、「気温上昇を 2 度以内に抑える」といった共通目標が掲げられたほか、各国が温室効果ガスに関する自主的な削減目標を示し、2016（平成 28）年 11 月に発効されました。

我が国では、2013（平成 25）年 11 月に開催された COP19 において 2020（平成 32）年度の温室効果ガス削減目標を 2005（平成 17）年度比で 3.8%減とすることを表明していましたが、パリ協定に先立ち、「日本の約束草案」として「2030 年度の温室効果ガス削減目標を 2013（平成 25）年度比で 26%減（2005（平成 17）年度比 25.4%減）の水準にすること」を決定しました。

また、パリ協定採択後の 2016（平成 28）年 5 月には、「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、日本の約束草案で掲げた削減目標を温室効果ガスに関する自主的な削減目標（中期目標）として位置付けた「2030 年度において、2013（平成 25）年度比 26.0%減の水準にする」を掲げました。

なお、同計画では「産業部門」「家庭部門」などの部門ごとの削減目標が定められており、「業務その他部門」では 2013（平成 25）年度比約４0%減という大幅な削減が求められています。さらに地方公共団体の役割として、「自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべき」とされ、「自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定し実施する」ことが示されています。

1-3　愛知県の動き

愛知県では、2005（平成 17）年１月に策定した「あいち地球温暖化防止戦略」で 2010（平成 22）年度に温室効果ガス排出量を 1990（平成２）年度比で６%削減することを目標に施策を推進してきました。

特に、近年増加が著しい家庭や自動車からの二酸化炭素の排出を抑制するため、「あいちエコチャレンジ 21」を統一標語に、県民一人ひとりにエコライフの実践を呼びかける県民運動を展開しています。

2012（平成 24）年２月には、地球温暖化防止戦略の目標年次を迎えたことと、本格的な低炭素社会の実現に向けたさらなる取り組みの推進のために、2020（平成 32）年度を目標とする「あいち地球温暖化防止戦略 2020」を策定しました。

1-4　犬山市におけるこれまでの取り組み状況

本市では、2002 年（平成 14 年）に「犬山市環境基本条例」に掲げる基本施策推進のために策定した「犬山市環境基本計画」のなかで、重点プロジェクトとして地球温暖化防止を掲げ、積極的な取り組みを行ってきました。

その後、平成 17 年４月には「犬山市環境保全庁内行動計画」を策定し、市の事務・事業について率先して環境負荷を軽減する取り組みを推進してきましたが、平成 20 年度の地球温暖化対策の推進に関する法律の改正により、地方公共団体実行計画の策定が義務付けられたことを受け、平成２１年３月に「犬山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「第１次計画」という。）」、平成２６年３月に「第２次　犬山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「第２次計画」という。）」を策定し、温室効果ガス排出量削減のためのさまざまな取り組みを実施しています。

◎地球温暖化対策等に関する犬山市の取組み

年　　月	取　　組　　み　　等
平成１４年　３月	犬山市環境基本条例制定（H14.4.1 施行） 犬山市環境基本計画策定 犬山市一般廃棄物処理基本計画策定
平成１６年　３月	犬山市地域新エネルギービジョン策定
平成 17 年　４月	犬山市環境保全庁内行動計画改定
平成 21 年　３月	犬山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
平成２１年１１月	犬山市役所新本庁舎完成
平成２２年１０月	改正省エネ法の特定事業者に指定
平成２６年　３月	第２次　犬山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
平成 27 年　３月	犬山市一般廃棄物処理基本計画改定

第１次計画では、削減目標を達成しており、2018 年度（平成 30 年度）を目標年とする第２次計画についても、継続的な取り組みを進めてきました。

しかし、今般閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、非常に高い中期目標（2030 年度において、2013 年度比 26.0%減の水準にする）を掲げ、これまで以上に徹底した取り組みを求めています。

本市においても、国が目指す高い削減目標の達成に寄与していくためには、従来の排出削減対

策や計画推進体制を見直し、より具体的で実効性の高い「第３次　犬山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「第３次計画」という。）」への見直しが必要となりました。

表 1-1　これまでの目標達成状況

計画期	基準年排出量 [t-CO_2]	計画期間※1	削減目標	実績排出量 [t-CO_2]
第１次	8,765 （2005 年度）	2009 年度（H21） ～ 2013 年度（H25）	2013 年度に 基準年比 5.42%	7,665
第２次	9392.5※2 （2010 年度）	2014 年度（H26） ～ 2018 年度（H30）	2018 年度に 基準年比▲5.2%	8923.8※3 （▲5.0%※3）

※1　H○○は平成○○年度を示します。

※2　計画期ごとに温室効果ガス排出量の算定対象施設や算定方法が異なるため，実績排出量と基準年排出量が一致しない場合があります。

※3　第２次の実績排出量は直近年である 2017 年度（平成２９年度）の値を示します。

第2章　計画の基本的事項

2-1　計画策定の目的

平成 28 年 5 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、地方公共団体の基本的な役割として「自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべき」としています。

犬山市は温室効果ガス排出事業者であると同時に、行政の主体として様々な事務・事業を行う機関でもあるため、市自らが区域における一事業者、一消費者であることを自覚し、率先して温室効果ガスの排出抑制に取り組みを進めることで地球温暖化防止に寄与するとともに、市の計画や実績を公表することで、市民や事業者の自主的かつ積極的な取り組みを促進するためのきっかけにもなります。

本計画は、以上の背景を踏まえ、市の行政事務において取り組むべき温室効果ガス排出抑制施策をとりまとめたものです。

2-2　計画の位置づけ

本計画は、市政の最上位計画である「第 5 次犬山市総合計画改訂版」や環境行政の大綱を示す「犬山市環境基本計画」の下位計画に位置付けられ、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画に該当します。

本計画の目標達成に向けた具体的な取り組み事項には、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）第 14 条第 1 項に基づく「中長期計画」など，個別の計画や指針を含みます。

また、施設や設備機器の新設・更新・運用については「犬山市一般廃棄物処理基本計画」等の関連計画とも連携し、当該施設・設備の運用に十分配慮した取り組みを実施するものとします。

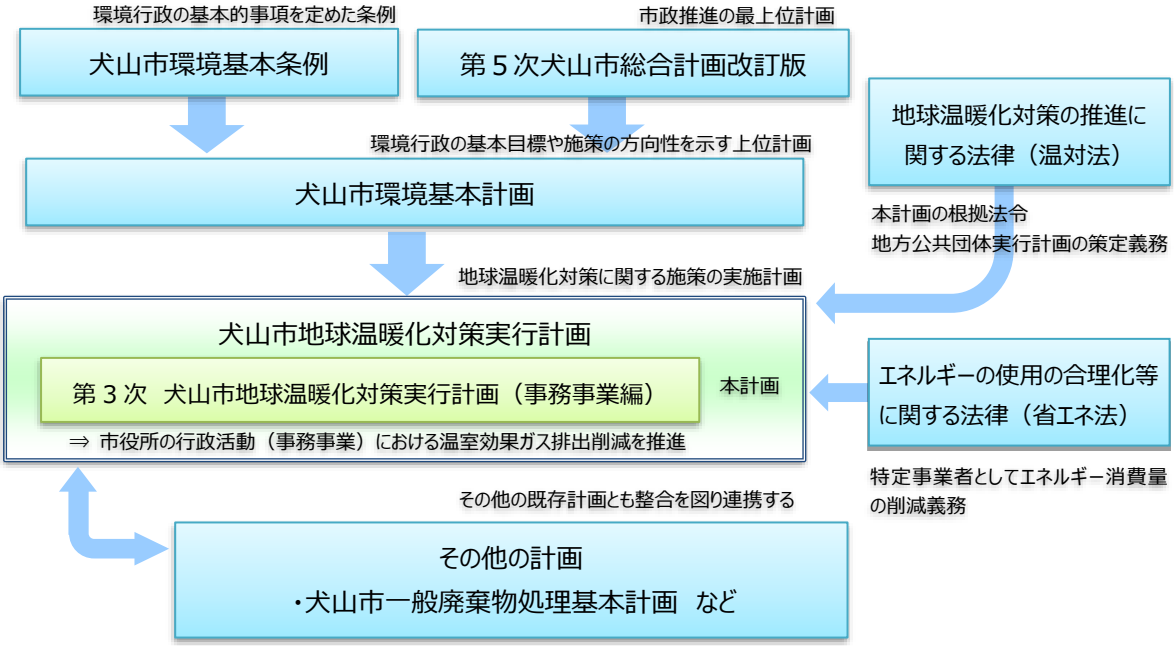

図 2-1　計画の位置づけ

2-3　計画の期間等

第３次に位置づける本計画の対象期間は、2019 年度から 2030 年度までの１２年間とします。ただし、社会情勢や法規制等により計画の前提が大きく変わるような変化が生じた場合は、計画期間中であっても、必要に応じて目標や取り組み等の見直しを行うものとします。

（1） 基準年度及び目標年度

基準年度及び目標年度は、「地球温暖化対策計画」に定める我が国の中期目標に準じ、以下のとおりとします。

基 準 年 度 ： 2013 年度
中間目標年度 ： 2024 年度
目 標 年 度 ： 2030 年度

2-4　計画の対象範囲

（1） 対象とする温室効果ガス

本計画では、温対法第２条第３項に規定する温室効果ガス７種類のうち、本市の事務事業により排出される４種類（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類）を対象とします。

表 2-1　対象とする温室効果ガス

ガス種別	主たる排出源	対象
二酸化炭素（CO_2）	燃料の燃焼および電気の使用　（エネルギー起源）	○
メタン（CH_4）	公用車の走行　（非エネルギー起源） 下水・し尿の処理　（非エネルギー起源）	○
一酸化二窒素（N_2O）	公用車の走行　（非エネルギー起源） 下水・し尿の処理　（非エネルギー起源）	○
ハイドロフルオロカーボン類（HFC）	スプレー・エアコン・冷蔵庫の冷媒からの漏出する HFC-134a（非エネルギー起源）	○
パーフルオロカーボン類（PFC）	半導体等の洗浄やエッチングに使用されますが，本市事務事業からの排出はほとんどないため対象外とします。	×
六フッ化硫黄（SF_6）	変圧器からの漏出等が考えられますが，本市事務事業からの排出はほとんどないため対象外とします。	×
三フッ化窒素（NF_3）	液晶パネルの製造工程等で使用されますが，本市事務事業からの排出はほとんどないため対象外とします。	×

（2） 対象とする施設

本計画は、温対法及び省エネ法の規定に準じて、市役所の部局が管理・運営・使用する全ての施設（指定管理施設を含む）を対象とします。

ただし、一部事務組合は温対法において別の組織に位置づけられています。現在、本市で稼働している一般廃棄物焼却施設は目標年度の 2030 年度には廃止されており、広域組合管理の新たな焼却施設となっている計画です（焼却施設は目標年度には別組織となります）。よって、ごみ焼却に伴うガス等（美化センター稼働による CO_2 排出量【焼却時の使用エネルギーも含め】）については将来の「温室効果ガス総排出量」の目標の対象範囲に対して控除することが妥当と考えられるため本計画では除外します。また、市営住宅やテナントなど入居者がエネルギーを使用する施設も除きます。

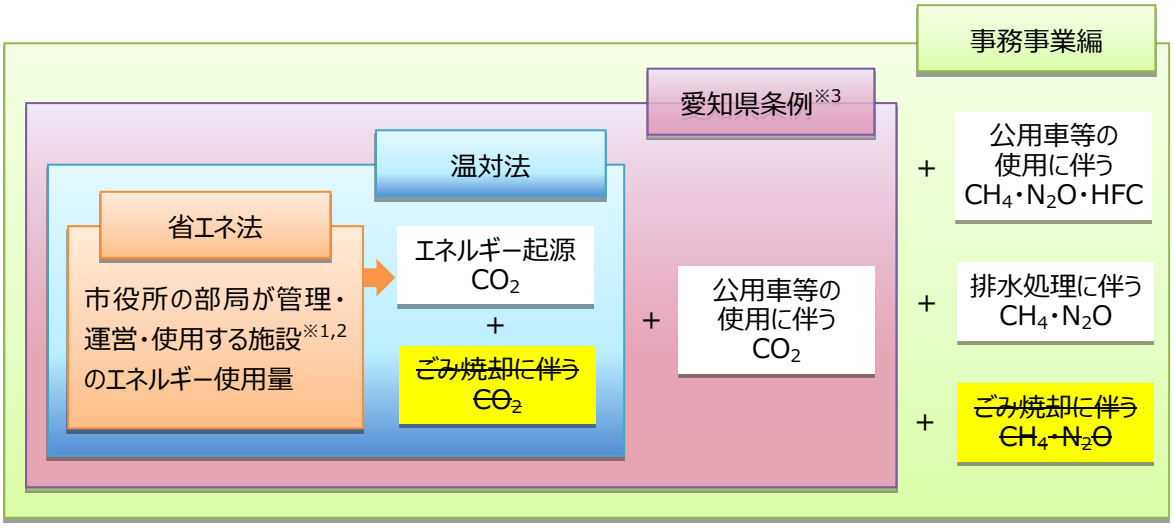

※1 指定管理施設を含む
※2 一部事務組合は対象外のため，ごみ焼却に伴うガス等は対象外とした。
※3 県民の生活環境の保全等に関する条例

図 2-2 本計画の対象範囲

表 2-2　主な対象施設（市長部局）

所轄部署		主な所轄施設
経営部	経営改善課	
	総務課	市役所本庁舎、市役所西庁舎、市役所分庁舎
	情報管理課	
市民部	地域安全課	まちづくり拠点施設、楽田ふれあいセンター
	市民課	出張所
	税務課	
	収納課	
健康福祉部	福祉課	福祉会館、心身障害者授産所、身体障害者活動センター
	長寿社会課	養護老人ホーム、老人福祉センター、老人憩の家
	保険年金課	
	健康推進課	市民健康館、さくら工房、保健センター、休日急病診療所
都市整備部	都市計画課	
	整備課	
	土木管理課	ポンプ場外、公園施設（公衆便所）
	水道課	白山ポンプ室、白山浄水場、犬山配水場
	下水道課	神尾農業集落排水処理施設、ポンプ場（マンホールポンプ等）
経済環境部	環境課	都市美化センター、最終処分場、犬山里山学センター
	産業課	
	観光交流課	国際観光センター、観光トイレ
消防本部	消防総務課	消防署、出張所
	予防課	
出納室	会計課	

表 2-3　主な対象施設（教育委員会）

所轄部署		主な所轄施設
教育部	学校教育課	幼稚園、小中学校
	子ども未来課	子ども未来園、児童センター、母子生活支援施設
	文化スポーツ課	市民文化会館、公民館、学習等供用施設、図書館、羽黒中央公園
	歴史まちづくり課	文化史料館、まちづくり拠点施設、史跡公園、犬山城管理事務所

（3） 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量算定方法は、原則として温対法施行令及び「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン　Ver.1.0」（平成 29 年 3 月 環境省総合環境政策局環境計画課）に準拠します。

なお、算定過程においては四捨五入等による概数処理を行わず、最終値（全部局の温室効果ガス総排出量）のみ、小数点以下の数字を切り捨てた整数値とします。

排出要因別の排出量算定方法を表 2-4～表 2-10 に示します。

表 2-4　施設で使用するエネルギーを起源とする温室効果ガス排出量の算定方法

排出要因	算定方法及び基礎データ出典
電力	**施設の電力使用量**（a）× **電力会社ごとの CO_2 排出係数**（表 2-8） ［出典］ a.各所管課資料（単位：kWh）
プロパンガス（LPG）	**施設の LPG 使用量**（a）÷ **LPG 産気率**（b）× **CO_2 排出係数**（表 2-8） ［出典］ a.各所管課資料（単位：m^3） b.プロパン，ブタン，LP ガスの CO_2 排出原単位に係るガイドライン（日本 LP ガス協会）より **0.502 m^3/kg**
A 重油、都市ガス、灯油、ガソリン、軽油	**施設の燃料使用量**（a）× **CO_2 排出係数**（表 2-8） ［出典］ a.各所管課資料（単位：ℓ）

※　本計画の進行管理に資するため各施設及び所管組織ごとの排出量を算定する場合は、上表に基づく各施設の排出量の比に応じて総排出量を按分することで算出します。

表 2-5　公用車及び船舶の使用に伴う温室効果ガス排出量の算定方法

排出要因		算定方法及び基礎データ出典
燃料起源 CO_2	プロパンガス（LPG）	**公用車の LPG 使用量**（a）÷ **LPG 産気率**（b）× **CO_2 排出係数**（表 2-8） ［出典］ a.各所管課資料（単位：m^3） b.プロパン、ブタン、LP ガスの CO_2 排出原単位に係るガイドライン（日本 LP ガス協会）より **0.502 m^3/kg**
	ガソリン 軽油	**公用車及び船舶の燃料使用量**（a）× **CO_2 排出係数**（表 2-8） ［出典］ a.各所管課資料（単位：ℓ）
CH_4 N_2O	公用車の走行	**車種別走行量**（a）× **CH_4・N_2O 排出係数**（表 2-8）× **地球温暖化係数**（表 2-9） ［出典］ a.各所管課資料（単位：km）

※　各温室効果ガスの総排出量は上表による各施設の排出量の合計値とします。

表 2-7　電力の使用に伴う温室効果ガス排出係数

電力会社	単位	排出年度※1			
		2014	2015	2016	2017
中部電力(株)	kg-CO_2/kWh	0.497	0.486	0.485	0.476
日本ロジテック協同組合	kg-CO_2/kWh	0.386	0.486※2	－	－
丸紅新電力(株)	kg-CO_2/kWh	利用なし	利用なし	0.362	0.409

出典　年度毎に発表される電気事業者別排出係数（環境省）より実排出係数を引用します。

※1　各排出年度の温室効果ガス排出量を算定する際に使用する係数は、その前年度の実二酸化炭素排出量及び販売電力量に基づいて算出されています。
例えば，2017 年度に報告する 2016 年度の CO_2 排出量を算定する際に用いる係数は、実際には 2015 年度の排出実績に基づいて算出されたものになります。

※2　2015 年度当初は日本ロジテック協同組合を利用していましたが途中で破綻し、排出実績に基づいた係数が無いため、中部電力の係数を全て引用しています。

表 2-8　その他の温室効果ガス排出係数（2017 年１２月現在）

排出区分			単位※1	CO_2	CH_4	N_2O	HFC-134a
燃料※2	A 重油		kg-GHG/ℓ	2.71	－	－	－
	プロパンガス		kg-GHG/kg	3.00	－	－	－
	都市ガス※3		kg-GHG/m^3	2.24	－	－	－
	灯油		kg-GHG/ℓ	2.49	－	－	－
	ガソリン		kg-GHG/ℓ	2.32	－	－	－
	軽油		kg-GHG/ℓ	2.58	－	－	－
公用車及び船舶の使用	ガソリン・LPG 自動車	普通・小型乗用車	kg-GHG/km	－	0.000010	0.000029	－
		軽乗用車	kg-GHG/km	－	0.000010	0.000022	－
		普通貨物車	kg-GHG/km	－	0.000035	0.000039	－
		小型貨物車	kg-GHG/km	－	0.000015	0.000026	－
		軽貨物車	kg-GHG/km	－	0.000011	0.000022	－
		特殊用途車	kg-GHG/km	－	0.000035	0.000035	－
		バス	kg-GHG/km	－	0.000035	0.000041	－
	軽油自動車	普通・小型乗用車	kg-GHG/km	－	0.000002	0.000007	－
		普通貨物車	kg-GHG/km	－	0.000015	0.000014	－
		小型貨物車	kg-GHG/km	－	0.0000076	0.000009	－
		特殊用途車	kg-GHG/km	－	0.000013	0.000025	－
		バス	kg-GHG/km	－	0.000017	0.000025	－
	カーエアコンから漏出		kg-GHG/台年	－	－	－	0.01
排水処理	集落排水施設		kg-GHG/人年	－	0.20	0.039	－
	合併処理浄化槽		kg-GHG/人年	－	1.1	0.026	－
	単独処理浄化槽		kg-GHG/人年	－	0.2	0.02	－

出典　排水処理以外：温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver.1.0（平成２９年３月 環境省）
排水処理：温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver.4.3.1（平成２９年７月環境省･経済産業省）

※1　GHG（Green House Gas）は温室効果ガスを表します。

※2　燃料の CO_2 排出係数は、出典（表 2-10 参照）にならい，単位発熱量×炭素排出係数×44÷12 により算出し、概数処理を行わないものとします。（上表では便宜的に有効桁数３桁にて表示しています。）

※3　都市ガスの発熱量は、省エネ法第 15 条及び第 19 条の２に基づく定期報告書記入要領（平成 28 年５月 資源エネルギー庁）より東邦ガスの値（45MJ/m^3）を引用します。

表 2-9　温室効果ガスの地球温暖化係数（2017 年１２月現在）

項　目	単位	係数使用期間	CO_2	CH_4	N_2O	HFC-134a
地球温暖化係数	CO_2/GHG	2015 年４月　１日以後	1	25	298	1430
		2015 年3月31 日以前	1	21	310	1300

出典　地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 27 年４月１日施行）

表 2-10　燃料の CO_2 排出係数算出根拠（参考）

燃料の区分	単位発熱量	炭素排出係数	CO_2 排出係数
A 重油	39.1 MJ/ℓ	0.0189 kg-C/MJ	2.71 kg-CO_2/ℓ
LPG	50.8 MJ/kg	0.0161 kg-C/MJ	3.00 kg-CO_2/kg
都市ガス	45.0 MJ/m^3	0.0136 kg-C/MJ	2.24 kg-CO_2/m^3
灯油	36.7 MJ/ℓ	0.0185 kg-C/MJ	2.49 kg-CO_2/ℓ
ガソリン	34.6 MJ/ℓ	0.0183 kg-C/MJ	2.32 kg-CO_2/ℓ
軽油	37.7 MJ/ℓ	0.0187 kg-C/MJ	2.58 kg-CO_2/ℓ

出典　温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver.1.0（平成２９年３月 環境省）

※　出典において、単位発熱量と炭素排出係数は温対法施行令別表第一より引用しています。
ただし、都市ガスの単位発熱量は省エネ法第 15 条及び第 19 条の２に基づく定期報告書記入要領（平成 28 年５月 資源エネルギー庁）より東邦ガスの値を引用します。

※　CO_2 排出係数は、単位発熱量×炭素排出係数×44÷12 により算出し、概数処理を行わないものとします。（上表では便宜的に有効桁数３桁にて表示しています。）

第3章　温室効果ガス排出量の現状

3-1　基準年度における温室効果ガス排出量

基準となる 2013 年度における、市の事務・事業に伴う温室効果ガスの総排出量は、7,376 t-CO_2 でした。

ガス種別で見ると、最も多い CO_2（7,318 t-CO_2）が全体の約 99%を占め，その排出要因はエネルギー起源となります。特に、電力の使用に伴う排出量は 5,756t-CO_2 にのぼり、これだけで事務・事業全体の約 78%を占める最大排出要因となっています。

また、重油や都市ガス、灯油、ガソリンなどの燃料の燃焼に伴う CO_2 排出量は、ボイラー等の施設設備（1,531 t-CO_2）が事務・事業全体の約 20%を占めています。

CO_2 以外では、CH_4（38 t-CO_2）、N_2O（19 t-CO_2）、HFC-134a（1 t-CO_2）を合わせて約 1%の小さな割合となっており、その大半は排水処理に伴って排出されるものです。

表 3-1　基準年度（2013 年）における温室効果ガス排出量（ガス種別・排出要因別）

排出要因		温室効果ガス排出量　[t-CO_2]				
		CO_2	CH_4	N_2O	HFC	全ガス
エネルギー起源	電力	5,756	－	－	－	5,756
	燃料（施設）	1,531	－	－	－	1,531
	燃料（公用車等）	31	－	－	－	31
公用車等の利用		－	5	1	1	7
排水処理		－	33	18	－	51
合　計		7,318	38	19	1	7,376

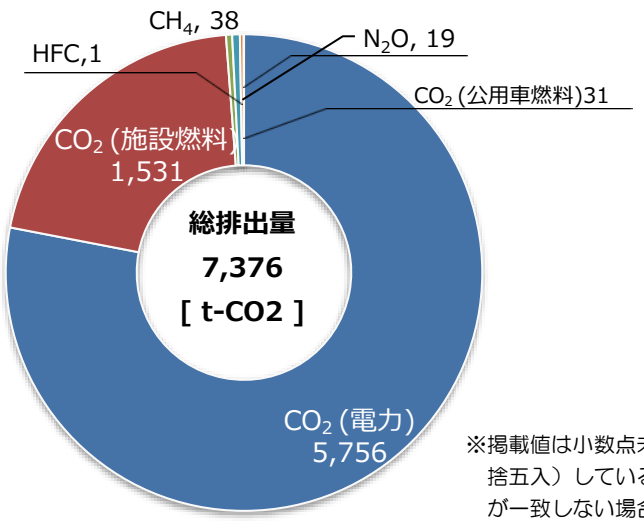

※掲載値は小数点未満を概数処理（四捨五入）しているため、合計や割合が一致しない場合があります。

図 3-1　基準年度（2013 年）における温室効果ガス排出量（ガス種別・排出要因別）

課別に見ると、水道課が 1,725 t-CO_2 で最も多く、事務・事業全体の約 23%を占め、次いで学校教育課が 1,251 t-CO_2 と事務・事業全体の約 17%、健康推進課が 692 t-CO_2 と事務・事業全体の約 9%、観光交流課が 667 t-CO_2 と事務・事業全体の約 9%を占めています。

水道課ではポンプ等の配水施設の稼働に伴う電力使用が大きく、学校教育課については、小中学校で使用しているエネルギー量に加え、給食（厨房）施設を有していることで温室効果ガス排出量が増えています。健康推進課と観光交流課は温浴施設及びプール等の温水施設を有しており、これらのエネルギー消費が大きな割合を占めます。

表 3-2　基準年度（2013 年）における温室効果ガス排出量（施設所管部署・事業分類別）

所管部署		排出量［t-CO_2］	所管部署		排出量［t-CO_2］
1	経営改善課	0	9	土木管理課	226
2	総務課	579	10	水道課	1,725
3	地域安全課	112	11	下水道課	122
4	市民課	20	12	環境課	91
5	福祉課	281	13	観光交流課	667
6	長寿社会課	201	14	消防本部	183
7	健康推進課	692	15	整備課	0
8	都市計画課	0			
市長部局　計		：			4,899
A	学校教育課	1,251	C	文化スポーツ課	636
B	子ども未来課	449	D	歴史まちづくり課	141
教育委員会　計		：			2,477
総　計		：			7,376

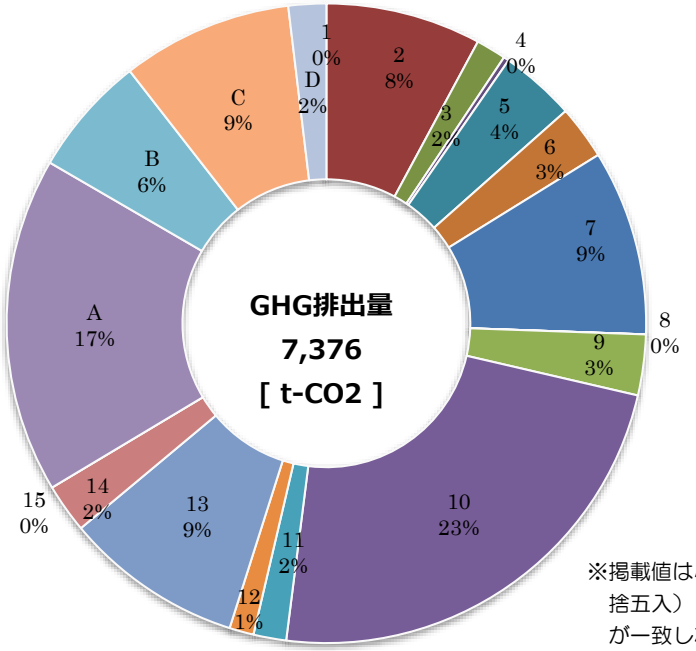

※掲載値は小数点未満を概数処理（四捨五入）しているため、合計や割合が一致しない場合があります。

図 3-2　基準年度（2013 年度）における温室効果ガス排出量（施設所管部署・事業分類別）

3-2　近年の温室効果ガス排出傾向

市の事務・事業に伴う温室効果ガスの総排出量は、2014 年度に 6,624 t-CO_2、2015 年度に 6,535 t-CO_2 と下がったあと、2016 年度に 7,074 t-CO_2 と増加に転じ、基準年度より 2016 年度の段階で4.1%低い水準です。

ガス種別で見ると、排出量が最も多い電力由来の CO_2 は減少傾向にありましたが、2016 年度は 2015 年度に比べて増加し、基準年度比 6.3%減となっています。なお、この減少分には中部電力の CO_2 排出係数の低減や、より排出係数が低いＰＰＳ（新電力会社）への切り替えが進んだ結果も含まれます。

一方、燃料由来の CO_2 は 2015 年度まで徐々に減少していましたが、2016 年度では基準年度より多くなりました。こちらは排出係数が固定されているため、燃料消費量と CO_2 排出量は比例しています。ボイラーや暖房器具の高効率化への切り替えが進み、燃料消費量が減少していましたが、2016 年度は気候変動（高温・低温）の影響と羽黒中央公園（犬山市体育館）の稼働により、上昇した結果と考えられます。

また、CO_2 以外の温室効果ガスには CH_4 や N_2O 等があり、公用車の走行や集落排水施設等の排水処理施設から排出されますが、2016 年度において排出割合は温室効果ガス全体の 0.8%と極めて小さいものでした。

表 3-3　基準年度以降の温室効果ガス排出量推移（ガス種別・排出要因別）

排出要因		温室効果ガス排出量　［ t-CO_2 ］			
		2013 （基準年度）	2014 年度 （基準年度比）	2015 年度 （基準年度比）	2016 年度 （基準年度比）
CO_2	電力	5,756	4,967 （-13.7%）	5,059 （-12.1%）	5,394 （-6.3%）
	燃料 （施設）	1,531	1,514 （-1.1%）	1,383 （-9.37%）	1,584 （+3.5%）
	燃料 （公用車等）	31	83 （+168%）	35 （+13.4%）	38 （+22.8%）
CH_4		38	38 （+0.1%）	38 （-0.1%）	38 （-0.1%）
N_2O		19	21 （+12.1%）	19 （+0.6%）	19 （+1.0%）
HFC-134a		1	1 （0.0%）	1 （0.0%）	1 （0.0%）
合　計		**7,376**	**6,624 （-10.2%）**	**6,535 （-11.4%）**	**7,074 （-4.1%）**

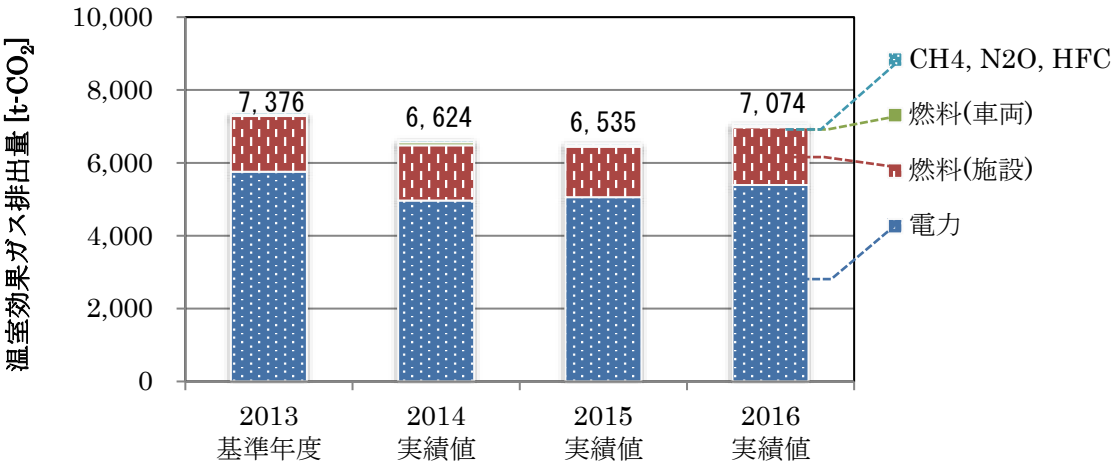

図 3-3　基準年度以降の温室効果ガス排出量推移（ガス種別・排出要因別）

所管部署及び事業分類別に見ると、2016 年度には概ね基準年度を下回っていました。

なお、下水道課及び文化スポーツ課において、大幅に基準年度比で上回っていますが、文化スポーツ課については前述のとおり羽黒中央公園（犬山市体育館）の稼働が影響しています。

また、下水道課については設備の老朽化などの影響により増加していましたが、設備改修及び運用改善により現在，エネルギー使用量は低下しています。

表 3-4　基準年度以降の温室効果ガス排出量推移（施設所管部署・事業分類別）

所管部署・事業分類		温室効果ガス排出量［ t-CO_2 ］				
		2013 年度（基準年度）	2014 年（基準年度比）	2015 年度（基準年度比）	2016 年度（基準年度比）	2017 年度（基準年度比）
市長部局	1.経営改善課	0	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	2.総務課	579	601 (+3.8%)	531 (-8.3%)	553 (-4.5%)	572 (-1.2%)
	3.地域安全課	112	82 (-26.3%)	90 (-19.8%)	101 (-9.9%)	109 (-2.7%)
	4.市民課	20	17 (-13.9%)	16 (-20.8%)	16 (-17.4%)	16 (-20.0%)
	5.福祉課	281	219 (-22.0%)	226 (-19.7%)	233 (-17.0%)	230 (-18.1%)
	6.長寿社会課	201	158 (-21.6%)	157 (-21.7%)	152 (-24.3%)	160 (-20.4%)
	7.健康推進課	692	668 (-3.5%)	608 (-12.1%)	671 (-3.0%)	743 (+7.3%)
	8.都市計画課	0	2 (-)	1 (-)	0 (-)	0 (-)
	9.土木管理課	226	81 (-64.1%)	81 (-64.1%)	76 (-66.2%)	113 (-50.0%)
	10.水道課	1,725	1,658 (-3.9%)	1,602 (-7.1%)	1,722 (-0.2%)	1,713 (-0.7%)
	11.下水道課	122	122 (-0.3%)	138 (+12.5%)	170 (+39.2%)	100 (-18.1%)
	12.環境課	91	89 (-1.7%)	92 (+1.1%)	87 (-4.1%)	80 (-12.1%)
	13.観光交流課	667	658 (-1.3%)	568 (-14.8%)	564 (-15.4%)	591 (-11.4%)
	14.消防本部	183	187 (+1.8%)	189 (+3.2%)	180 (-1.7%)	169 (-7.7%)
	15.整備課	0	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	市長部局 計	4,899	4,542 (-7.3%)	4,299 (-12.2%)	4,527 (-7.6%)	4,582 (-6.4%)
教育委員会	A.学校教育課	1,251	1,020 (-18.5%)	1,150 (-8.0%)	1,162 (-7.1%)	1,261 (-7.1%)
	B.子ども未来課	449	386 (-14.1%)	406 (-9.5%)	448 (-0.3%)	446 (-0.6%)
	C.文化スポーツ課	636	553 (-12.9%)	563 (-11.6%)	815 (+28.3%)	1,012 (+59.1%)
	D.歴史まちづくり課	141	123 (-12.4%)	116 (-17.2%)	122 (-13.6%)	127 (-10.0%)
	教育委員会 計	2,477	2,082 (-12.9%)	2,236 (-9.7%)	2,547 (+2.8%)	2,860 (+15.4%)
全事務事業 計		7,376	6,624 (-10.2%)	6,535 (-11.4%)	7,074 (-4.1%)	7,442 (+0.08%)

※掲載値は小数点未満を概数処理（四捨五入）しているため、合計や割合が一致しない場合があります。
※公共施設の浄化槽から発生する温室効果ガス（メタン等）は環境課に計上してあります。

3-3　温室効果ガス排出状況の分析

基準年度及び近年の温室効果ガス排出傾向から、犬山市の温室効果ガス排出削減における課題や方向性を以下のように分析することができます。

- 排出される温室効果ガスの約 99%はエネルギー起源の CO_2 である。
- 特に電力由来の CO_2 は全排出量の約 78%を占める。
- 燃料の燃焼に由来する CO_2 は全排出量の約 20%を占め、電力由来に次いで大きな割合を占めている。
- 燃料燃焼由来の CO_2 のうち LP ガスが占める割合が大きく、また係数が小さい都市ガスの更新により効果を見込むことができる。
- 水道課は配水施設での電力使用量が大きく、排出される温室効果ガスは全体の約 24%を占める。
- 健康推進課と観光交流課は温浴施設及びプール等の温水施設を有しており、これらのエネルギー消費が大きな割合を占める。
- 下水道課の年々のエネルギー増加は、設備の老朽化や故障の影響によるもので、現在は設備改修及び運用改善により減少している。
- 教育委員会に属する施設は一つ一つの温室効果ガス排出量は少ないが、施設数が多いため全体の占める割合は大きくなり、学校教育課については全体の約 17%となる。
- 文化スポーツ課のエネルギー増加は、羽黒中央公園の稼働による影響が大きい。旧体育館の 2014 年度の CO_2 排出量は 41 t -CO_2 に対し、羽黒中央公園（新体育館含む）の 2016 年度の CO_2 排出量は 314 t -CO_2 であり大幅に増加している。
- CO_2 以外の温室効果ガスには CH_4 や N_2O 等があり、集落排水施設や各施設に設置されている浄化槽などの排水処理施設から排出されるが、排出割合は 0.8%と極めて小さい。

次章では、以上の分析結果に基づき、本計画における温室効果ガス総排出量の削減目標と削減のための取り組みを整理します。

第4章　温室効果ガス排出量の削減に関する取り組み

4-1　温室効果ガス排出量の削減目標

（1） 削減目標及び取り組み事項の考え方

国の「地球温暖化対策計画」では、中期目標として、2030 年度において 2013 年度比 26.0%減の水準とすることを掲げており、特に業務部門（庁舎や学校など市の事務事業の大半は業務部門に属します。）においては約 40%という高い削減目標が示されています。

そのような中、本市は市民や事業者の模範となる率先的かつ革新的な取り組みが求められます。行政機関として市役所本来の役割を果たしつつ、可能な限り我が国の目標達成に寄与していくため、本計画では以下の考え方に基づいて削減目標を設定しました。

本市事務事業により排出される温室効果ガスのうち、市庁舎等の施設や公用車の使用に伴うものは主に「エネルギー起源」であり、エネルギー効率を高める設備更新や運用改善、職員の省エネ行動等の取り組みにより直接的に排出量を削減できる部分といえます。

なお、上水道や下水処理に伴うものは、その事業自体が市民生活の基盤を形成しているため、機器の高効率化など市民サービスが低下しない手法により取り組む必要があります。

本計画では、このような事情を踏まえ、対象施設ごとに実施可能な施策とそれによる削減ポテンシャルを検討したうえで、目標値を設定しました。

（2） 削減目標

【温室効果ガス総排出量の削減目標】

2030 年度までに基準年度（2013 年度）比で 40%削減します。

また，中間目標として 2024 年度までに基準年度比で 21%削減します。

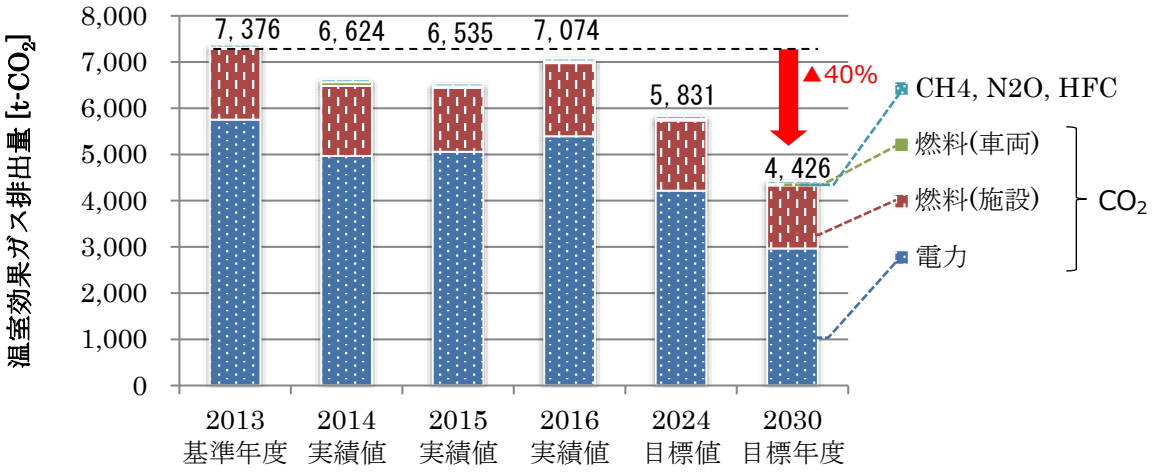

図 4-1　温室効果ガス総排出量の削減目標

（3） 施設所管別の削減目標

削減目標を確実に達成するためには、各施設所管部署や事業分類ごとにより身近な目標を設け、取り組みの成果を随時評価していくことが重要です。

本計画では、各施設の削減ポテンシャルに応じて目標とする削減量を配分し、各部局及び施設所管別の削減目標を設定しました。

表 4-1　課別及び施設所管別の温室効果ガス総排出量削減目標

所管部署・事業分類		温室効果ガス排出量［ t-CO_2 ］				
		2013 年度（基準年度）	2024 年度中間目標※2（基準年度比）		2030 年度目標※1（基準年度比）	
市長部局	1.経営改善課	0	0	－	0	－
	2.総務課	579	475	-18.0	381	-34.2
	3.地域安全課	112	83	-25.9	59	-47.5
	4.市民課	20	13	-35.0	10	-52.0
	5.福祉課	281	25	-91.0	20	-92.9
	6.長寿社会課	201	136	-32.3	30	-85.0
	7.健康推進課	692	616	-11.0	304	-56.1
	8.都市計画課	0	0	－	0	－
	9.土木管理課	226	63	-72.1	44	-80.4
	10.水道課	1,725	1,415	-18.0	1,187	-31.1
	11.下水道課	122	141	15.5	96	-21.3
	12.環境課	91	81	-11.0	70	-23.1
	13.観光交流課	667	447	-33.0	397	-40.4
	14.消防本部	183	167	-8.7	144	-21.4
	15.整備課	0	0	－	0	－
市長部局 計		4,899	3,662	-25.2	2,742	-44.0
教育委員会	A.学校教育課	1,251	1,008	-19.4	788	-37.0
	B.子ども未来課	449	390	-13.1	307	-31.5
	C.文化スポーツ課	636	668	5.0	512	-19.6
	D.歴史まちづくり課	141	103	-27.0	77	-45.3
教育委員会 計		2,477	2,169	-12.4	1,684	-32.0
全事務事業 計		7,376	5,831	（-21.0%）	4,426	（-40.0%）

※1 2030 年度における電力の温室効果ガス排出係数は、電力会社によらず、国の地球温暖化対策計画に準じ、「電気事業における低炭素社会実行計画」の目標値である 0.37kg-CO_2/kWh を用いています。

※2 2024 年度における温室効果ガス排出係数は、2013 年度と 2030 年度の温室効果ガス係数総計の 1/2 を用いています。

※掲載値は小数点未満を概数処理（四捨五入）しているため、合計や割合が一致しない場合があります。

1）長期目標

温室効果ガス排出量の大きい施設を対象とした施設調査（省エネ診断）を実施し、排出量削減方策等の取りまとめを行い、長期目標の達成に向けたロードマップを作成しました。この取組を着実に推進することで、長期目標の達成を目指します。

なお、これら取組の中には短期的には実現が困難なものも含まれますが、今後も新たな省エネ設備改修や省エネ行動等について追加検討を行い、排出量の削減を目指します。

表 4-2　2030 年における温室効果ガス総排出量削減目標（長期目標）

番号	項目	取組内容	削減見込量	
			t-CO_2	%
①	2013（平成 25）～2016（平成 28）年度までの取組による削減量		301	4.1
②	福祉会館廃止による削減見込量		205	2.8
③	照明の LED 化及び空調の高効率化等による削減見込量		791	10.8
	ア　省エネ診断結果	本庁舎（照明 LED 化）	66	0.9
		図書館（照明 LED 化）	38	0.5
		図書館（空調更新）	0.4	0.0
		市民文化会館等（照明 LED 化）	40	0.5
		市民文化会館等（空調更新）	7.9	0.1
		市民健康館（照明 LED 化）	26	0.4
		市民健康館（空調更新）	6.1	0.1
		犬山国際観光センター（照明 LED 化）	64	0.9
		犬山国際観光センター（空調更新）	6.6	0.1
	イ　省エネ診断結果の展開	照明の LED 化の展開	486	6.5
		高効率空調採用の展開	50	0.7
④	施設の統廃合計画	分庁舎及び同類施設等の廃止・統合による削減量見込み量	524	7.2
⑤	エコ活動の推進等による削減見込量（運用対策等）		65	0.9
⑥	エコ活動の推進等による削減見込量（公用車対策）		0.3	0.0
⑦	電気の排出係数の低減 大手電力会社の自主目標値の達成（電力の CO_2 排出係数を 2030 年度 0.371(kg-CO_2/kWh)まで低減）		1,063	14.4
	合　計		2,950	40.0
＜参考＞　目標の達成に必要となる削減量			2,950	40.0

※市民文化会館等は市民文化会館及び南部公民館を示します。
※ここに示す取組は目標達成の手法を示すものであり、設備改修の実施が決定されたものではありません。
※端数処理により数値の計が合わない場合があります。

①2013（平成 25）～2016(平成 28）年度までの取組による削減量

2013（平成 25）年度から 2016(平成 28）年度までの間に、削減した効果量を記載した。

②施設の統廃合による削減見込み量

福祉会館の施設廃止分の削減量見込み量を算定した。

③照明の LED 化及び空調の高効率化等による削減見込量

ア　省エネ診断結果

温室効果ガス排出量の大きい 5 施設に対する施設調査結果から、大きなエネルギー削減効果が見込める設備更新対策を実施した場合の削減見込量を算定した。

イ　省エネ診断結果の展開（照明の LED 化）

アの省エネ診断の結果から、設備更新対策を他の施設に水平展開した場合の削減見込量を算定した。

④施設の統廃合計画

分庁舎や老人ホーム及び同類施設等の廃止・統合による削減量見込み量を算定した。

⑤エコ活動の推進等による削減見込量（運用対策等）

施設管理者による設備の運転管理やチューニング、エコ活動の推進、エネルギーマネジメントシステム（以下ＥＭＳ）導入の水平展開等、省エネ対策の実施と意識の向上により省エネを実施した場合の削減見込量を算定した。

⑥エコ活動の推進等による削減見込量（公用車対策）

公共交通機関の積極的な利用、エコドライブの実践といったエコ活動の推進、低公害車や低燃費車の導入により公用車対策を実施した場合の削減見込量を算定した。

⑦電気の排出係数の低減

大手電力会社の自主目標値の達成により、電力の CO_2 排出係数が 2030（平成 42）年度に 0.371(kg- CO_2/kWh)まで低減される見込みであることから、電力の CO_2 排出係数が自主目標値に低減した場合の削減見込量を算定した。

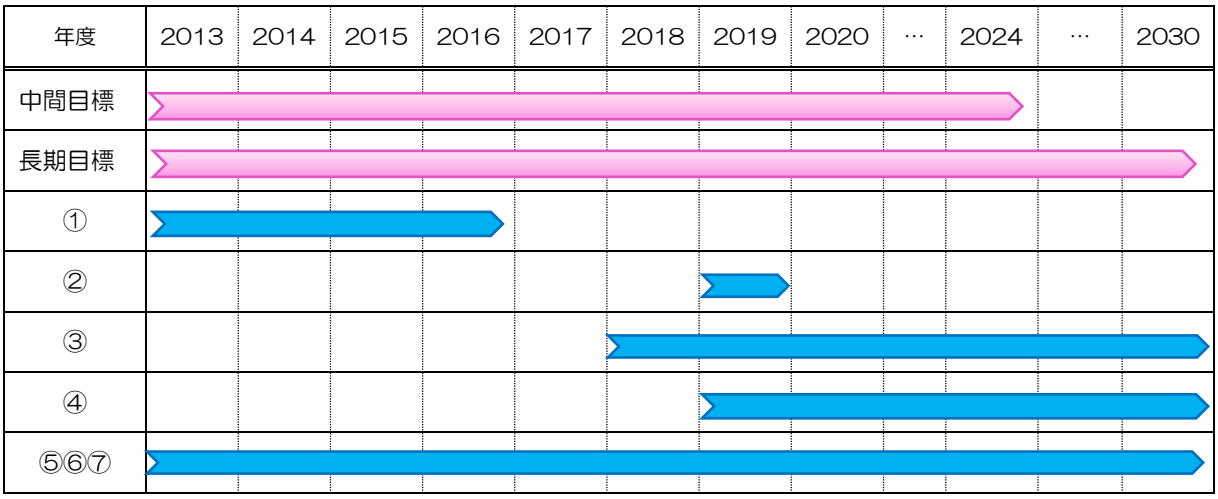

図 4-2　温室効果ガス総排出量の温室効果ガス総排出量削減目標（長期目標）

2）中間目標

１）で掲げた長期目標の達成に向けたロードマップを踏まえ、2013（平成25）年度比21.0%削減を中間目標と設定し、目標値 5,831t-CO_2 を設定した（削減量 1,545t-CO_2）。

表 4-3　2024 年における温室効果ガス総排出量削減目標（中間目標）

番号	項目	取組内容	削減見込量	
			t-CO_2	%
①	2013（平成 25）～2016（平成 28）年度までの取組による削減量		293	4.0
②	福祉会館廃止による削減見込量		205	2.8
③	照明の LED 化及び空調の高効率化等による削減見込量		109.0	1.5
	ア　省エネ診断結果	図書館（照明 LED 化）	38	0.5
		図書館（空調更新）	0.4	0.0
		犬山国際観光センター（照明 LED 化）	64	0.9
		犬山国際観光センター（空調更新）	6.6	0.0
④	エコ活動の推進等による削減見込量（運用対策等）		261	3.5
⑤	電気の排出係数の低減 2013 年と 2030 年の中部電力の排出係数を加算し 1/2 とした （電力の CO_2 排出係数を 0.421（kg-CO_2/kWh））		677	9.2
	合　　計		1,545	21.0
＜参考＞　目標の達成に必要となる削減量			1,545	21.0

※　ここに示す取組は目標達成の手法を示すものであり、設備改修の実施が決定されたものではありません。
※　端数処理により数値の計が合わない場合がある。

①2013（平成 25）～2016（平成 28）年度までの取組による削減量

これまでの取組により、2013（平成 25）年度から 2016（平成 28）年度までの間に、削減した効果量を記載した。

②施設の統廃合による削減見込み量

福祉会館の施設廃止分の削減量見込み量を算定した。

③照明の LED 化及び空調機器の高効率化等による削減見込量（省エネ診断結果）

エネルギー削減効果が見込める設備更新対策を実施した場合の削減見込量を算定した。

④エコ活動の推進等による削減見込量（運用対策等）

施設管理者による設備の運転管理やチューニング、エコ活動の推進、ＥＭＳの水平展開等、省エネ対策の実施と意識の向上により省エネを実施した場合の削減見込量を算定した。

⑤電気の排出係数の低減

電力の CO_2 排出係数が 2030 年度にまでに低減される見込みであることから、電力の CO_2 排出係数が自主目標値に低減した場合の途中削減見込量を算定した。

4-2　削減目標の達成に向けた取り組み

削減目標に向けて以下の取組みを行います。

（1）設備更新によるエネルギー効率の向上

電気使用量及び燃料使用量などが削減できる設備更新に努め、エネルギー効率の向上を目指します。

（2）運用改善による省エネの推進

全職員が高い節電意識・省エネ意識を共有し、「エネルギー管理標準」などルールに基づき、省エネ行動することで日々の運用改善を目指します。

（3）再生可能エネルギー等の活用

再生可能エネルギー設備の導入等を検討し、エネルギーの効率活用を目指します。

（1） 設備更新によるエネルギー効率の向上

温室効果ガス排出量の削減に効果的な対策として、施設統合、設備更新によるエネルギー効率の向上を位置づけています。また、公共施設の設備更新にあたっては、再生可能エネルギーや省エネルギー機器の導入を計画的に推進しています。

本計画では取組みに沿って温室効果ガス排出削減対策を推進することで、2030 年度までに基準年度から 2,950t-CO_2（基準年度における総排出量の 40.0%相当、電力使用等に伴う温室効果ガス排出係数の低減を含む）の削減を目指します。

表 4-4　設備更新によるエネルギー効率向上の取り組み内容

部　局	設備更新の方向性と削減量の目安
市長部局	市役所庁舎や多目的施設、福祉施設、消防施設、公園、上水道施設、排水処理施設など多種多様な施設を所管する市長部局においては、各施設の特性を考慮し、関連計画と協調した設備更新が求められます。 電力だけでなく、空調や給湯に燃料を使用している施設も多いため、エネルギーの転換も含めた総合的な対策検討を行っていきます。 ［ 主な対策 ］ ・エネルギーマネジメントシステムの導入 ・照明器具を LED に変更 ・空調機器やボイラーを高効率型に更新

教育委員会	小中学校や生涯学習施設、スポーツ関連施設などの施設を所管する教育委員会においては、小中学校でのエアコン設置と、施設の改修･更新に合わせた低炭素性能に配慮した設備更新や省エネ改修を進めていきます。 消費するエネルギーは電力が多いですが、調理場など燃料消費が多い施設もあるため、施設の特性に合わせた対策検討を行っていきます。 ［ 主な対策 ］ ・照明器具を LED に変更 ・空調機器やボイラーを高効率型に更新

（2） 運用改善による省エネの推進

運用改善は、設備更新と合わせて温室効果ガス排出削減の主軸となる対策です。

全職員が高い節電意識・省エネ意識を共有し、「エネルギー管理標準」などに基づいて積極的に行動することで、2030 年度において 65t-CO_2（基準年度における総排出量の 0.9%相当）の削減を目指します。

なお、この CO_2 削減を全て節電で賄うとすると、電力約 175kWh（基準年度における電力使用量の 1.6%相当）の削減努力が必要となります。

表 4-5　具体的な運用改善施策

関連計画等	具体的な取り組み例（抜粋）
エネルギー管理標準	［ 公用車 ］ ・低燃費自動車の導入や利用、電気自動車の導入についての検討を積極的に努める。 ・車両燃料の使用量削減を図るため急発進、急加速、空吹かしなどを抑制し、エコドライブに努める。 ・不要な積載物等があれば降ろす。 ・駐停車時のアイドリングストップを徹底する。 ・走行距離を記録するとともに整理をし、適正運行に努める。 ・近距離（概ね１ｋｍ 圏内）は自転車や徒歩での移動に努める。 ［ 照明設備 ］ ・適宜点灯、消灯及び調光を行い、無人エリアや不使用時は消灯する。 ・常時消灯中の照明器具には「消灯中」などと表示する。 ・昼休みや始業前等の執務時間外は、必要最低限の照明を除いて消灯する。 ・晴天時はブラインドを活用し、適正な照度を確保しつつできる限り照明に頼らないように努める。 ・電球や照明器具の交換時には、ＬＥＤ等の高効率照明への切り替えを検討する。

	[事務用機器] ・パソコン、プリンター、複写機は節電モードを活用する。 ・長時間の離席時はパソコンの電源を切る。 ・低電力モード機能がある OA 機器、電気製品は同モードに設定する。 ・使用していない電気製品のコンセントは抜く。 [空調・換気] ・エアコンの設定温度は、室温が夏期の冷房は 28℃、冬期の暖房は 20℃となるよう調整する。 ・稼働時間を施設ごとに定める。 ・定期的に清掃、点検を行う。 ・運転中はブラインドやカーテンを活用し、効率的な室温管理に努める。 ・クールビズ、ウォームビズに取り組む。 [その他] ・階段利用を奨励し、エレベーター利用を自粛する。 ・トイレの便座ヒーターはできるだけ夏季の使用は控え、保温のため使用後は蓋を閉めるようにする。 ・計画的、効率的な事務により、時間外勤務を短縮する。 ・ライトダウンキャンペーン（夏至の日の「ブラックイルミネーション」と七夕の日の「クールアース　デー」）に積極的に参加する。 ・緑のカーテンなどの啓発活動を通じて職員の地球温暖化防止に関する意識の向上を図る。

（3） 再生可能エネルギー等の活用

今後、より積極的な導入が求められる再生可能エネルギー等の活用について、以下に取り組みの方向性を示します。

表 4-6　再生可能エネルギー等の活用の方向性

活用の方向性
・費用対効果や電力会社の動向などを見極め、効果的な設備の導入を検討する。 ・太陽光発電で得られた電力を弾力的に運用（余剰電力の蓄電あるいは他の公共施設への電力融通）するなど、効率的な電力消費を検討する。 ・市有施設において新電力会社（PPS）からの電力調達が可能となったため、入札等による調達が進められているが、調達価格を重視しすぎると、排出係数の高い PPS の利用により温室効果ガス排出量が増加する可能性もあるため十分に検討する。 ・PPS の選定にあたっては、CO_2 排出係数や環境負荷低減に関する取り組み状況等も併せて評価できる契約方法を検討する。 ・エネルギーを多く消費する施設は、省エネ診断等を活用し、より効果的な措置を検討する。

（4） その他

本計画では、ごみ焼却施設である犬山市都市美化センターに関しては、2030 年度時点で、広域組合による管理運用となる計画であるため除外しました。しかしながら、ごみ焼却等によるエネルギー起源の温室効果ガスの排出量は多く、ごみの減量が温室効果ガスの排出抑制にも繋がるため、一般廃棄物処理基本計画に示す 3R（Reduce ：発生抑制 Reuse：再利用 Recycle リサイクル：再資源化）を徹底するとともに、廃プラスチック類の分別やリサイクルの徹底により非エネルギー起源の CO_2 の排出削減にも取り組みます。

第5章　計画の推進体制と進行管理

5-1　計画推進体制

本計画では、「市長」をトップとし、その下部に推進事務局（環境課）を設置します。

また、市長部局及び教育委員会の各課から代表（エコ推進員）を選出し、各課・各施設での温室効果ガスの排出削減に努めるとともに、全職員においても施策の実施、自己点検・評価等を行います。管理受託者や指定管理者についても、所管する部署において、本計画に基づく排出抑制の措置を講じるよう求めることとします。

これらの推進体制のもと、推進事務局が中心となり、実行計画（事務事業編）における温室効果ガス排出量の削減目標を達成するための進捗・点検・管理を行います。部局及び各課の特色・状況を踏まえたカーボン・マネジメントの進捗・点検・管理を行うことで、円滑かつ効果的な温室効果ガス削減の推進を図ります。

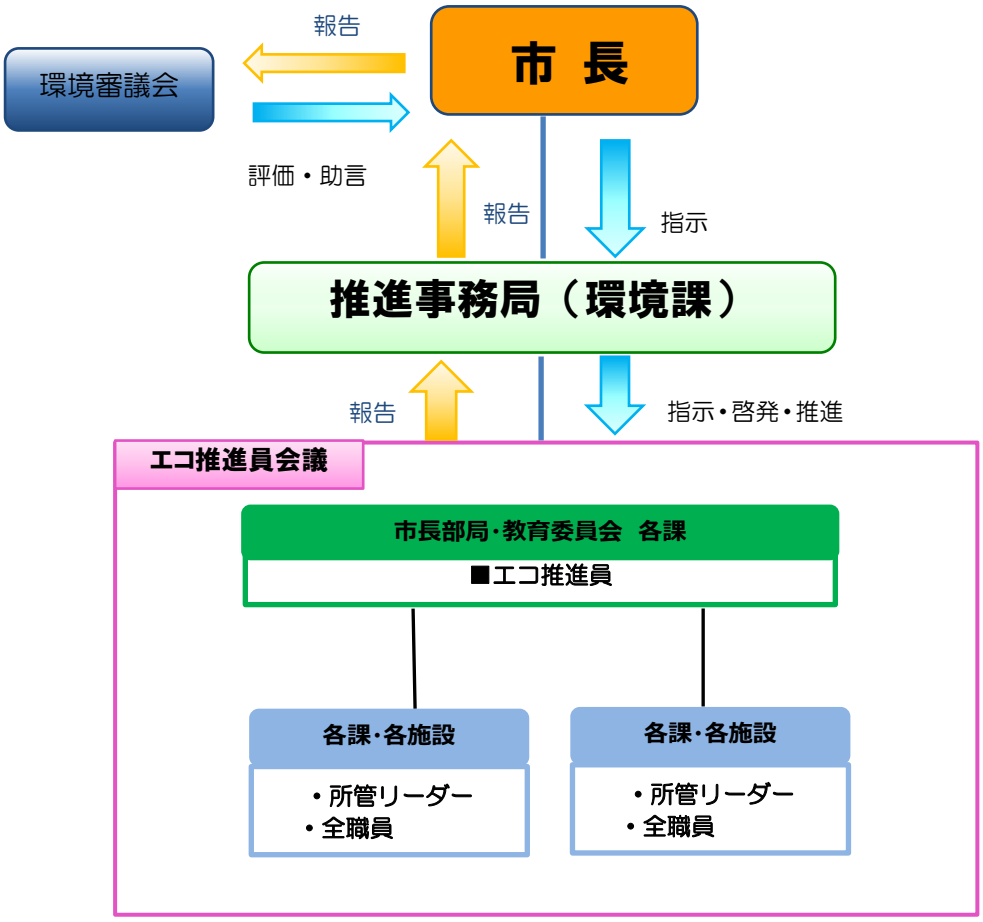

図 5-1　進行管理

市長　　：定期的に報告された実績を確認し、推進事務局を通じて指示。
推進事務局　：各部署からの報告を取りまとめ、必要な分析を行い市長に報告。
　　各課各施設で対応する具体的な内容を検討し、指示
エコ推進員　：事務局への報告、エネルギー使用の実績及び異常数値の検出、原因把握。

5-2　進行管理

本計画に関わる施策を確実に実施し、継続的な改善を図っていくために、PDCA による進行管理を行います。本市では、実行計画（事務事業編）全体の大きな PDCA サイクル、部局ごとに運用する PDCA サイクル及び施設ごとに運用する小さな PDCA サイクルなど、レベル別の進行管理を行います。

実行計画全体の大きな PDCA サイクルは、実行計画策定・見直しに係るサイクルの進行管理であり、温室効果ガス排出量の削減目標達成状況や対象とする事務事業範囲や社会情勢の変化等を踏まえ、実行計画の見直し・改定を行います。

課ごとの省エネ・温暖化施策の PDCA サイクルは、省エネ法に基づく定期報告や部局の重点施策推進などに係る１年サイクルの進行管理であり、エコ推進員会議が中心に省エネ・温暖化施策の PDCA を行います。

課ごとに運用する小さな PDCA サイクルは、エネルギー管理標準の策定・見直しやエネルギー月報の運用などに係る施設ごとの進行管理であり、部局の PDCA と連動して PDCA を行います。また、国の支援システムを導入し、各施設のエネルギー使用量についてより細かく分析することで、運用改善に繋げていきます。

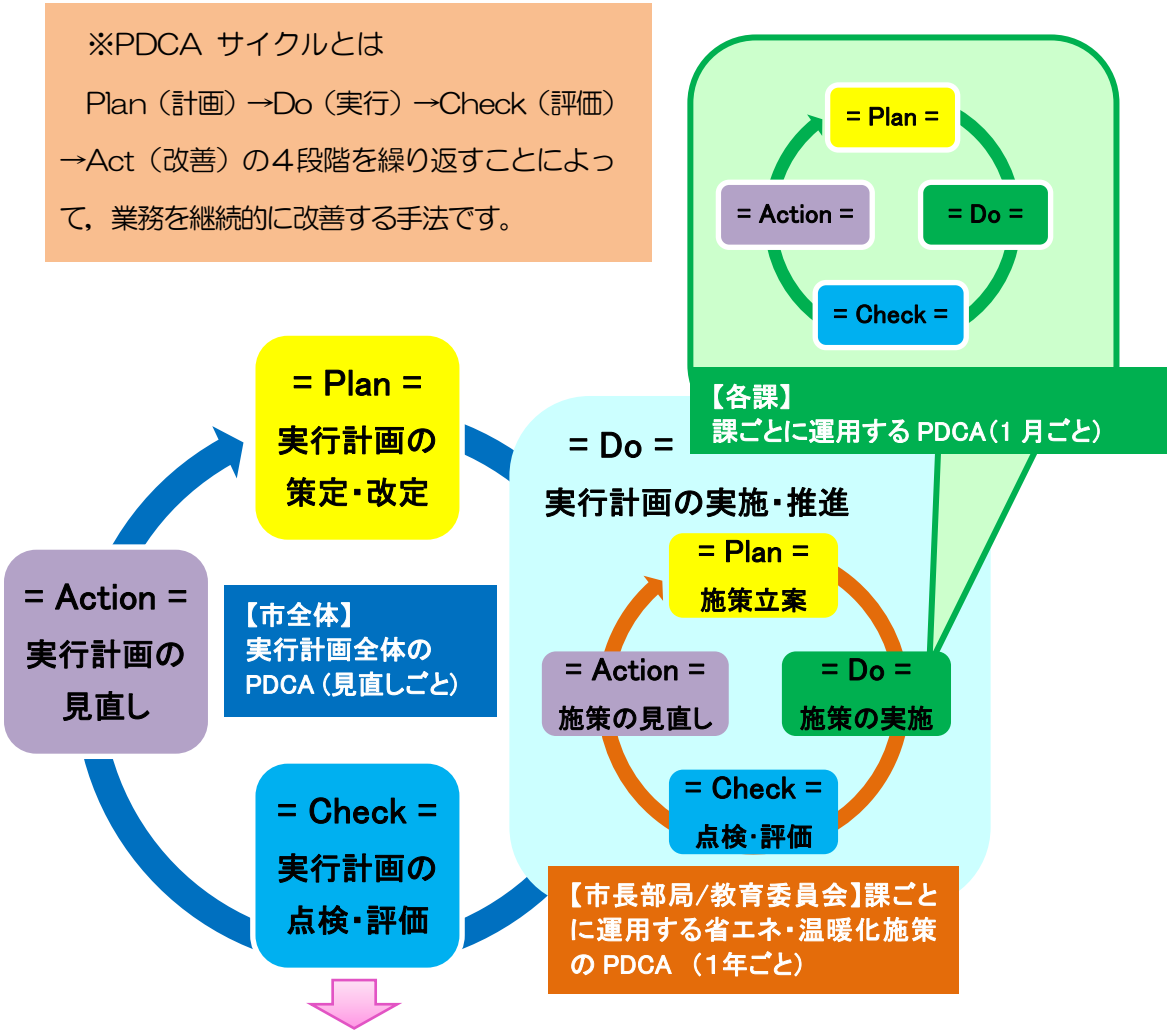

広報誌 市ホームページ等

図 5-2　進行管理

本計画（事務事業編）の PDCA サイクルについては、2024 年度の中間目標達成状況なども踏まえ、見直し・改定を行います。

課ごとの省エネ・温暖化施策の PDCA サイクルについては、省エネ・温暖化対策推進委員会の開催及び省エネ法の年 1 回の定期報告と連動して進行管理を行い、課ごとに運用する PDCA サイクルは、部局の PDCA と連動するため、1 年ごとの進行管理を行います。

表 5-1　犬山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の PDCA サイクル

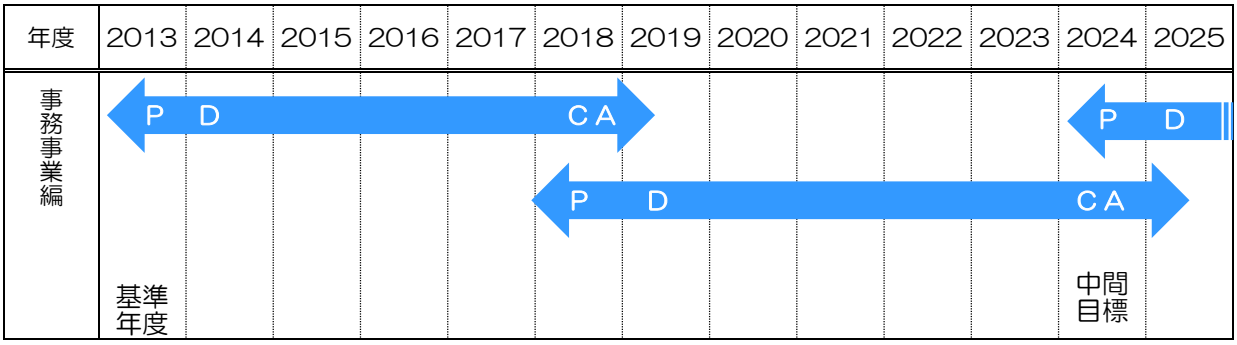

表 5-2　課ごとに運用する省エネ・温暖化施策の PDCA サイクル（1 年ごと）

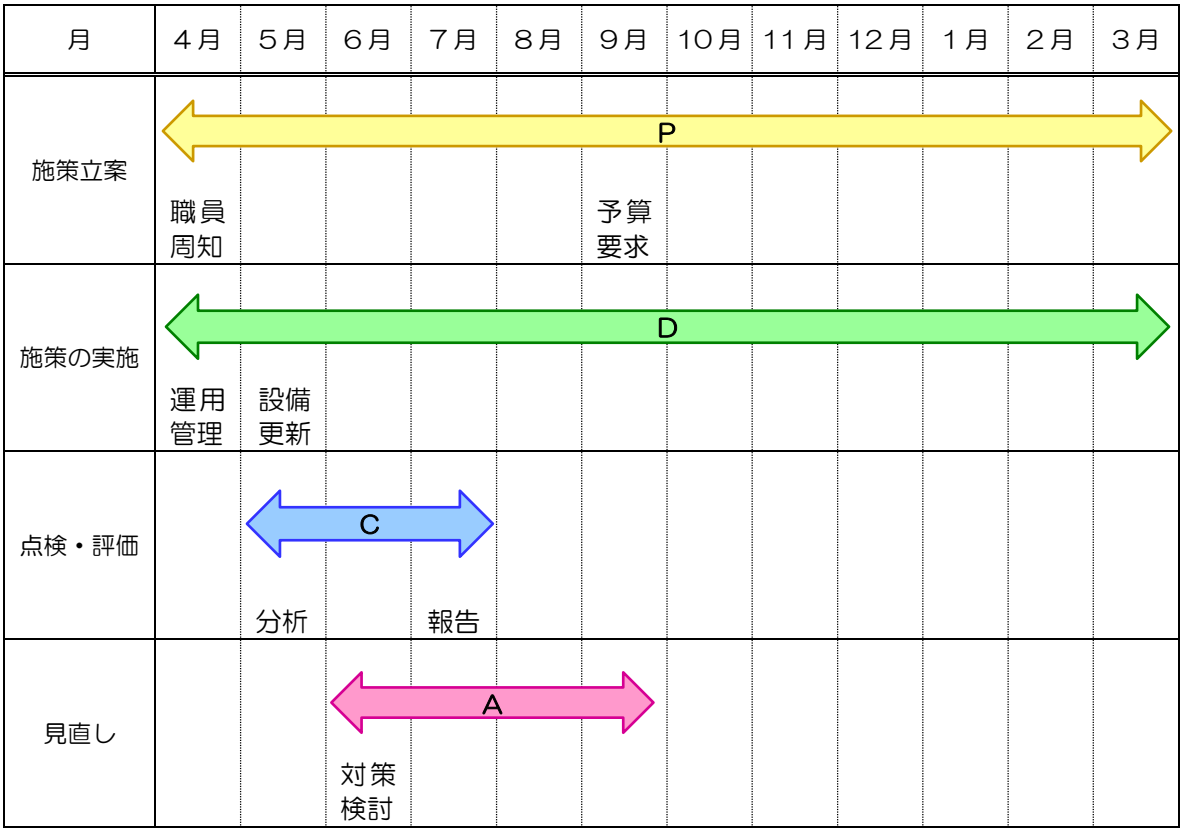

※「報告」は省エネ法の定期報告時期を示します。

5-3　公表

本計画の内容及び計画の進捗状況は、年１回以上、広報誌、市ホームページなどを通じて市民へ公表します。

また、全庁において情報を共有化し、職員への計画の周知、職員へのより積極的な環境配慮活動へ取り組む意識の向上を図ります。

5-4　計画の見直し

取り組みの実施状況や進捗状況と目標の達成度を比較し、目標項目等を見直すことも検討します。

また、計画策定の前提となった自然的、社会的状況が大きく変化した場合は、計画期間内であっても必要に応じて削減目標等の見直しを行うものとします。